

令和 7 年度				審 査	
令和7年度 阿賀町一般廃棄物処理基本計画策定業務委託 実施 設計書				設 計	
工 事 番 号			施 工 地		
R7阿町清総委第 1 号			新潟県東蒲原郡阿賀町 西・払川 地内		
		実 施 ・ 元		変 更	
		(円)			
設 計 額 (内消費税額)		(円)			
契 約 額 (内消費税額)		(円)		(円)	
工 事 ・ 履 行 日 数		工事日数 日間 又は 完成期限 令和 8 年 3 月 25 日		日間(付与日数 日間) 完成期限 令和 年 月 日	
実 施 (元) 設計概要	○ 基本計画策定業務(ごみ、生活排水) 一式 ・環境省:ごみ処理基本計画策定指針及び生活排水処理基本計画策定指針による阿賀町一般廃棄物処理基本計画策定業務		変 更 設計概要		
阿 賀 町					

総括情報表

設計書名 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用基準日	令和7年度 阿賀町一般廃棄物処理基本計画策定業務委託 一般清掃総務費 国土交通省 設計業務委託等技術者単価 津川① 設計業務委託等技術者単価(R7.3適用)	
	当 世 代	前 世 代
積算基準	見積り	

本 委 託 費 内 訳 書

[illegible]

直接人件費 明細書

一金 四

1 号明細書

[illegible]

直接人件費 明細書

2 号明細書

[illegible]

直接經費 明細書

円

3 号明細書

[illegible]

令和 7 年度
阿賀町一般廃棄物処理基本計画
策定業務委託

仕 様 書

阿 賀 町

第1章 総則

本仕様書は、阿賀町（以下「本町」という）が発注する「令和7年度 阿賀町一般廃棄物処理基本計画策定業務委託」に適用する。

1. 業務の目的

本町では平成27年3月に、平成27年度から平成37年度までの10年間を計画期間とする一般廃棄物処理基本計画（ごみ、生活排水）を策定している。本業務は、現行計画が令和7年度に計画目標年度を迎え、その間に、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月1日）」「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年4月1日）」などが施行され、計画内容を昨今の社会情勢の変化に対応させていく必要が生じていること、また、計画目標の達成状況から目標及び施策の精査が必要となっていることを踏まえて新たな一般廃棄物処理基本計画を策定する。

2. 業務の名称

令和7年度 阿賀町一般廃棄物処理基本計画策定業務委託

3. 業務の場所

新潟県東蒲原郡阿賀町

4. 委託の期間

契約の日から 令和8年3月25日まで

5. 業務の内容

業務の内容は第2章の内容とする。

6. 手続き上必要な届け出等

業務着手時

- （1）主任技術者届（経歴書・資格者証の写し）
- （2）業務工程表
- （3）担当者一覧表
- （4）その他必要な書類

完了時

- （1）業務完了届
- （2）その他必要な書類

7. 技術者の配置

- (1) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 前項の技術者のうち、主任技術者、担当技術者を選任すること。なお、両者とも受託者との雇用契約が6ヶ月以上継続している者とし、かつ公共団体発注の一般廃棄物処理基本計画策定業務の完了実績を有する者とする。また、それを証明できる関係書類を提出すること。
- (3) 第1項に定める技術者の内、1名以上は技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条に規定される衛生工学部門または廃棄物・資源循環の技術士とする。
- (4) 発注者は、業務の執行上、管理技術者等が不適当であると認めるときは、その理由を明示して受注者に変更を求めることができる。その場合、受注者は速やかに新たな担当者を選出し、書面により発注者に通知すること。

8. 秘密の保持

受託者は、本業務において知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立を遵守しなければならない。

9. 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び関係通知等で示された本業務に関する事項を十分検討し、遵守しなければならない。

10. 貸与資料

本業務の遂行上必要な関係資料の収集は受託者が行わなければならない。但し、本町が所有する本業務の遂行上必要な資料については、本町が受託者に貸与することができる。この場合、受託者は借用リストを作成の上、本町に提出し、業務終了後速やかに返却するものとし、資料の複写や目的外での使用を禁止する。

11. 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議が必要な時又は協議を求められた時は、誠意を持ってあたり、協議内容を記録した打合せ記録簿に関係資料を添えて本町に報告しなければならない。

12. 業務内容の変更

業務の実施に際し、業務内容の変更もしくは当該業務以外の業務の必要が生じた場合は、その段階で本町とその対応について協議するものとする。その際に必要な資料は受託者が作成する。

13. 成果品の納入

受託者は、成果物の審査に合格後、下記の成果品を納入するものとする。なお、成果品はあらかじめ担当者と内容について協議、精査されたものとする。

打合せ記録簿	1 式
一般廃棄物処理基本計画（本編）	30 部
一般廃棄物処理基本計画（概要編）	50 部
上記基本計画の電子データ（CD-ROM）	1 式
グラフ＝Excel データ、図は画像データで別に納入すること。	
CD-ROM は本町指定の機種及びソフトに対応したものとする。	

第2章 業務の内容

一般廃棄物処理基本計画の策定は、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成2年10月8日衛環第200号）に基づいて行うこととする。

第1節 計画の位置づけ

（1）計画策定の趣旨と目的

現行計画を見直すに当たっての趣旨と目的について整理すること。

（2）基本的事項

関係法令や上位計画、本町の関連計画を整理し、次の項目について整理すること。

- ・基本計画の位置づけ
- ・施設の有効活用及び広域的な取組の推進

（3）計画期間

計画期間は、令和7年度から令和21年度までの15年間とする。

第2節 地域の概要

（1）人口動態

過去10年間程度の人口の推移や年齢別・性別の構造を整理し、今後の人口推移や高齢化の動向を把握するための基礎資料とすること。

（2）産業の動向

産業構造や従業者人口、事業所数、土地利用状況等について整理し、事業系ごみに係る計画策定の基礎資料とすること。

（3）総合計画、環境基本計画等との関係

本町の総合計画等の行政計画との整合が取れるよう、各計画の基本方針や廃棄物に係る内容について整理すること。

第3節 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現況及び課題

（1）ごみ処理フロー

直近年におけるごみ処理の実績をフローチャート等で図示し、ごみ処理システムについて整理すること。

(2) ごみ処理体制

ごみの分別区分、収集・運搬方法（収集方式、収集頻度、手数料等）、中間処理（施設概要）、最終処分（施設概要）等に係る運営管理体制などについて整理すること。

(3) ごみ排出量の実績

ごみの排出形態別（生活系、事業系）、収集形態別（収集、直接搬入）、種類別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ）のごみ排出量について、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間の実績を整理するとともに、1 人 1 日あたりの排出量について整理すること。

(4) ごみ処理量の実績

ごみの中間処理量（中間処理量、処理残渣量、減量化量）、最終処分量（直接最終処分量、中間処理後最終処分量）について、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間の実績を整理すること。

(5) 資源化量の実績

資源化量（直接資源化量、処理後再生利用量、集団回収量）について、品目別に平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間の実績を整理するとともに、資源化率について整理すること。

(6) その他の実績

ごみの性状（組成、ごみの発熱量を含む）、温室効果ガス排出量、ごみ処理に係る財政及び処理コストなどについて、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間の実績を整理すること。

(7) ごみ処理の評価

1 人 1 日あたりのごみ総排出量など、ごみ処理に係る標準的な評価項目を数値化し、全国の類似地方公共団体、新潟県内の市町村との比較を行うこと。

(8) 計画目標の達成状況の評価

現行計画の目標値と実績値を比較し、計画目標の達成状況について評価すること。評価にあたっては、新潟県や廃棄物処理法基本方針における国の目標値、目標達成状況を踏まえること。

(9) 課題の抽出

ごみ処理の実績、現行計画の目標値の達成状況、類似市町村との比較結果などを踏まえ、排出抑制、分別区分、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費などの項目ごとに課題を抽出すること。

2. ごみ処理行政の動向

国や新潟県におけるごみ処理行政の動向、近隣市町村におけるごみ処理行政の動向等について整理すること。国の動向に関しては、廃棄物処理法に基づく基本方針について整理するほか、個別リサイクル法については見直しの状況を含めて整理すること。

3. ごみ処理基本計画

(1) ごみの発生量及び処理量の見込み

計画目標年次におけるごみの排出形態別（生活系、事業系）、収集形態別（収集、直接搬入）、種類別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ）のごみ排出量を算定するとともに、フローチャート等で図示すること。

算定は、過去の実績に基づくトレンド法により行う。また、算定は、現状の施策のままで推移した場合と、ごみの排出抑制や再生利用の効果を見込んだ場合の2つについて行うこと。

(2) 計画の基本フレーム

現行計画の基本方針を踏まえ、抽出した課題等から重点的に取り組むべき施策を明らかにするとともに、計画の基本方針として整理すること。

また、計画目標年次における住民1人1日あたり排出量やリサイクル率などについて目標値を設定すること。

(3) ごみの排出抑制のための方策の検討

現行計画の施策の進捗状況を整理した上で、継続して取り組むべき施策、新たに取り組むべき施策について検討すること。また、行政、住民及び事業者の主体別に、講ずべき方策について検討すること。

①行政

生活系の収集ごみ及び直接搬入ごみの有料化、環境教育やごみの分別等に関する普及啓発の充実、食品ロスの削減など、町民や事業者の自主的な取り組みが行われるような方策を検討すること。

②住民

食品ロスの削減、生ごみの水切り、資源ごみの集団回収の促進、廃食用油の資源化など、市民の積極的な取り組みが行われるような方策を検討すること。

③事業者

事業者に係るごみの排出抑制について、食品廃棄物の排出抑制、過剰包装の抑制などの積極的な取り組みが行われるような方策を検討すること。

(4) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

(5) ごみの適正な処理及びその実施に関する基本的事項

①収集・運搬計画

ごみの分別区分ごとに、収集形態、収集回数、収集体制、収集・運搬量について検討すること。

②中間処理計画

ごみの排出抑制、再生利用を踏まえ、焼却処理施設、破碎処理施設などにおける中間処理量について検討すること。

③最終処分計画

最終処分の対象となるごみや中間処理残渣の量について検討するとともに、最終処分する割合について検討すること。

(6) ごみ処理施設の整備に関する事項

ごみ処理施設の効率的かつ適正な運営について整理すること。

(7) その他ごみ処理に関し必要な事項

①廃棄物減量等推進審議会

廃棄物減量等推進審議会について、積極的な活用を検討すること。

②事業者の協力

製造業者等に対する廃棄物の回収・処理体制への協力について検討すること。

③不法投棄・不適正処理対策

不法投棄・不適正処理対策の取り組みについて検討すること。

4. 計画策定にあたっての留意事項

(1) 低炭素社会や自然共生社会への配慮

計画策定にあたって、循環共生型の地域社会の構築について配慮すること。

(2) 長期展望に基づくシステムの検討

ごみ処理に関しては多様な技術的選択肢があるため、地域の状況や技術の動向を踏まえ、長期的展望に立ったシステムの選択について検討すること。

(3) 計画の実現スケジュール

計画期間における施策等の大まかな実施スケジュールを作成すること。

第4節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現況及び課題

(1) 生活排水処理フロー

直近年における生活排水処理の実績をフローチャート等で図示し、生活排水処理状況について整理すること。

(2) 生活排水処理体制

生活排水処理に係る処理の主体、運営管理体制などについて整理すること。

(3) 生活排水処理の実績

生活排水の処理形態別人口、し尿及び浄化槽汚泥の収集量について、平成27年度から令和6年度までの10年間の実績を整理すること。

(4) 課題の抽出

生活排水処理の実績を基に、課題を抽出すること。

2. 生活排水処理基本計画

(1) 計画の基本フレーム

現行計画の基本方針を踏まえ、抽出した課題等から重点的に取り組むべき施策を明らかにするとともに、計画の基本方針として整理すること。

(2) 処理の目標

計画目標年次において水洗化・生活雑排水を処理する人口について整理し、生活排水処理率を明らかにすること。

(3) 生活排水処理形態別人口

計画目標年次における生活排水の処理形態別人口について整理すること。

(4) 生活排水処理施設の整備

下水道の整備計画、合併処理浄化槽の整備計画について整理すること。

(5) し尿・汚泥の処理計画

計画目標年次におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集量について整理するとともに、処理施設について整理すること。

(6) 生活排水対策の検討

現行計画の施策の進捗状況を整理した上で、生活雑排水対策の必要性、浄化槽の適正管理の重要性等について、町民への周知を検討すること。

第5節 パブリックコメントに係る業務

一般廃棄物処理基本計画の素案について、パブリックコメント手続きを実施するため、提出される意見等に対する本町の考え方の案を作成すること。また、パブリックコメントの内容を踏まえ、素案の修正を行うこと。

以 上